

第2章

方法書及び準備書に対する意見の概要

第2章 方法書及び準備書に対する意見の概要

2.1 方法書に対する市民意見等の概要

方法書は、仙台市環境影響評価条例第8条第1項に基づき、平成29年7月5日から同年8月4日までの1ヵ月間、縦覧に供された。

2.1.1 意見の対照

以下の2つについて、環境影響評価方法書に対する意見書として取り扱った。

- ・仙台市環境影響評価条例第9条第1項に基づき、意見書の提出期間（平成29年7月5日から平成29年8月19日（当日消印有効））に郵送・FAXにて受領したもの。
- ・同条例8条の2に基づき平成29年7月19日及び21日に開催した方法書説明会において受領したもの。

2.1.2 意見書の数

意見書は13通（郵送・FAX：10通、方法書説明会：3通）

2.1.3 意見の数

同一の意見書に複数の意見が記されていた場合は、各々意見として取り扱った結果、意見の総数は、36件であった。

・事業計画・全般的事項	17件
・大気環境	5件
・水環境	2件
・植物、動物、生態系	9件
・景観・自然との触れ合いの場	1件
・廃棄物等、温室効果ガス	2件

2.1.4 方法書に対する市民意見の概要

事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全及び創造の見地からの意見の概要は、第2-1表(1)～(5)のとおり36件であった。

第 2-1 表(1) 方法書についての意見の概要

1. 事業計画

No.	意見の概要
1	<p>手っ取り早く利益が見込めるところで、お金を稼ごうとして、仙台港に白羽の矢を立てたのか。きれいな空気と豊かな大地、健康を引き換えにして、早急に電力を確保しなければならないほど、宮城は困っていない。発電後の廃熱が大気や海水に及ぼす影響は決して小さくない。本当に輸入バイオマス発電しかないのか。目先の利益に囚われずに、日本の、宮城の、未来を展望したエネルギー、関連産業とのコラボの提案など、人類と地球に生きるものすべてが共生できる社会の実現に向け努力して欲しい。</p>
2	<p>以下の理由から、計画の見直し又は中止を求める。</p> <p>①今回の計画は、木質バイオマスとしては、7.5 万 kW と規模が大きく、そのほとんどが海外輸入であり、社長のメッセージにもある「地産地消」の理念とは一致しない。説明会では、将来、国内産バイオマス増加を目指すとやっているが、その保証は全くない。また、輸入先の採取管理が不十分な場合は、当該地域の環境破壊を招き、日本による資源略奪のような現象を起しかねない。</p> <p>②仙台港周辺には火力発電所の立地が相次ぎ、今回の計画が 3 番目の火力発電である。被災地への火力発電建設は、被災地の弱みに付け込むものである。宮城・東北に電力不足のない中で、環境や住民の健康に負荷を与えてまで火力発電所を建設する必然性はなく、それを求める住民要求もない。</p> <p>貴社の再エネ事業を目指す方向には賛同するので、林業整備と連携し、国産バイオマスを活用した小規模コジェネレーションシステムを事業の柱の 1 つとして、この分野のリーダープランナーとして活躍することを期待する。</p>
3	<p>これからの発電は、健康被害に影響の出ない、自然環境を破壊させない、地球温暖化をこれ以上促進させない自然エネルギーを有効活用する太陽光発電、風力発電を積極的に活用すべきである。</p>
4	<p>なぜ 3.11 の津波で大きな被害を受けた旧中野小の震災モニュメントの東側に建設するのか。また、大気汚染を伴う発電所をなぜ被災地にわざわざ建設するのか。本事業は、震災で地価が安くなったことなどをメリットとする災害便乗型ビジネスである。住民の感覚としてとうてい受け入れがたいものであり、一刻も早く本事業の撤回を決断すべきである。</p>
5	<p>浦生北部 2 号公園内には、慰霊塔「希望の鐘」、慰霊碑「希望の絆中野」という地域モニュメントがあり、その隣に火力発電所を建設することは反対である。</p>
6	<p>計画地は災害危険区域となっているが、災害危険区域に進出することに抵抗はないのか。災害危険区域は除外されるのか。</p>

第 2-1(2) 方法書についての意見の概要

1. 事業計画

No.	意見の概要
7	<p>県内でも人口密度の高い地域において、七ヶ浜町に大型火力発電所が 2 ヶ所存在し、仙台港の石炭火力発電所 2 ヶ所を知らながら、5 つ目の火力発電所の立地はやめるべきである。</p> <p>また、方法書において、仙台市宮城野区、若林区、多賀城市の人口、世帯数、人口密度などが表示されているが、住民目線で判断ができる尺度や比較できる資料とするよう改善すべきである。</p>
8	<p>環境中の汚染物質の発生源の特定について難しいと考えられる。空気中や海水へ汚染物質が生じた場合、その原因がどこなのかは証明できるのか。</p> <p>また、基準値を超えてしまった場合、即座に火力発電の稼働を停止できるのか。問題の原因特定を行う間も大気汚染は継続される。その間の近隣住民の健康をどのように守るのか。</p>
9	<p>国内で大規模な木質バイオマス火力発電所がいくつも建設されている。海外から輸入する燃料の取り合いが発生するのではないかと。燃料を持続的に調達できる保障はあるのか。</p>
10	<p>バイオマス発電に伴い熱も排出されるが、その熱はどのように処理されるのか。地域周辺の気温上昇の問題も心配である。</p>
11	<p>地域貢献について、小学校とかの施設も対象に入れるべきである。</p>
12	<p>立地地区には「高瀬掘」という水路があったと思われる。将来的に歴史的価値が認められた場合、その保存などに協力体制をとることは可能か。</p> <p>また、蒲生地区には「高砂神社」という社殿がある。この神社を護り神として再興し、蒲生北部地区を興隆してもらいたい。</p> <p>蒲生地区にも歴史がある。当地区に進出するのであれば、地域のことを知ってもらい、御社がリーダーシップをとって守り続ける責務がある。</p>
13	<p>事業者は、地域の歴史と自然環境及び区画整理事業の経緯を知るべきである。</p>
14	<p>木質バイオマス燃料を港で荷揚げする場合は、外国経由の荷物にヒアリなど外来生物が含まれる危険性があるため、具体的な措置を検討する必要がある。</p>
15	<p>仙台市は、誘致企業に対し、固定資産税の一定期間の免除をし、地元採用人員 25 名まで 60 万円を支給しているが、この制度を利用するのか。</p>
16	<p>養殖場再開を待ち望んでいる事業者がいる。稚魚はストレスに弱く、振動問題を懸念しており対応が必要である。</p>
17	<p>情報公開の姿勢については誠実だと感じた。今後もこのような姿勢を貫いてほしい。</p>

第 2-1 (3) 方法書についての意見の概要

2. 大気環境

No.	意見の概要
1	火力発電所が仙台港に 3 か所もできると燃料の運搬での交通問題や、煙突から排出されるばい煙や熱など環境への影響が単独では評価しきれない問題が発生する可能性がある。それぞれの施設の排出物や輸送等を上乘せして総合的に検討すべきである。
2	SO ₂ 、NO _x 、塵埃の排出は、それぞれ基準以下で、個別の濃度上乘せは計算上軽微であることを強調しているが、その他発電所との複合汚染について言及していない。 特に PM2.5 については、「個別基準はなく国で検討中」と曖昧にしたままである。火力発電所は、排ガス処理をしても一定量の汚染物質を大気中に放出し、周辺の PM2.5 を押し上げる方向に作用し、住民の不健康に結びつくことは明らかである。周辺住民の健康を犠牲にしてまで、仙台港で火力発電を行う理由はなく、住民の納得は得られない。
3	既に仙台パワーステーションが試運転し、四国電力の建設計画もある。そこに本発電所も建つとなると、事業者だけの排気ガス問題にはとどまらず、複合汚染の不安がある。
4	空気より重い水銀や PM2.5 が小さなペットがいる低い生活圏に、充満する可能性が考えられる。ペットに悪影響を及ぼさないと確約できるのか。
5	仙台港に近い多賀城の中高層マンションに住んでいる。マンション近辺にも、観測地点を設けていただきたい。

3. 水質

No.	意見の概要
1	工事中の掘削工事に伴う降雨時の濁水処理について、濁度をいくら以下にするなどの具体的な数字がない以上、調査は形だけのものとなりかない。 実際に工事等に伴う濁水が七北田川へ排水されると、底生動物を含め周辺環境への悪影響がある。
2	工場内は浸透性アスファルトを利用するとあるが、燃料輸送に大型自動車を使用するため、耐久性上の問題から浸透性アスファルトは不可能と思われる。従業員駐車場程度の限られた部分にのみ採用されることだろうと想像する。イメージ先行で具体的な数値目標がないのは問題だ。

第 2-1(4) 方法書についての意見の概要

4. 植物、動物、生態系

No.	意見の概要
1	<p>蒲生干潟は、七北田川から入る淡水と満潮時に入る海水が混じる独特で微妙な塩分濃度に保たれており、こうした環境に適したゴカイ、貝、カニの仲間や、これらを食物とする鳥類が多く生息しており、国設の鳥獣保護区蒲生特別保護地区に指定されている重要な干潟である。干潟は、非常に浅い水深であるため、微量の汚染物質でも影響が現れる可能性が高い。計画地は、干潟から約 500m と近く、排煙等により干潟に直接影響を及ぼすことが想定される。特に PM2.5、水銀の影響が心配であり、発電所建設は認められない。</p> <p>また、環境影響評価の対象には、蒲生干潟の水質、砂泥質、植生、動物（鳥類、底生動物、昆虫など）についての調査も含まれるべきである。</p>
2	<p>干潟の底生動物の代表種の一つであるアカテガニは、震災後、生息数が激減し、宮城県のレッドリスト(2016)では準絶滅危惧種に指定されている。計画地は、まさにアカテガニの生息域に含まれる場所であり、発電所の建設は認められない。</p> <p>また、環境影響評価の対象にアカテガニの生息状況を含めるべきである。</p>
3	<p>開発地周辺の蒲生干潟とそこへつながる七北田川には貴重な生態系があり、過去の文献を利用しては評価しきれない。冬期には国の天然記念物で絶滅危惧種のコクガンが越冬し、事業地に近い七北田川左岸で過ごすため、調査圧に配慮しつつ、詳細な調査が必要である。</p> <p>大気質、水質、底生動物や鳥類、昆虫類を含めた動物、植物などは当然評価するとして、その他干潟の重要な役割を担う一つである珪藻類などの微細な藻類なども評価する必要がある。</p>
4	<p>環境省等の既存資料は鳥類の調査が中心であり、生態系の基盤をなす底生動物や魚類、微生物、そして営巣や休息の場等となる植物の調査記録は不十分である。</p> <p>七北田川河口域から海岸までの植物調査を実施し現況を把握すべきである。</p> <p>鳥類については、既存資料を活用した上で、七北田川河口域から海岸にかけて、調査を実施すべきである。</p> <p>底生動物、水生動物、プランクトン、微生物について、蒲生干潟は、七北田川河口に位置し、海だけでなく、川の影響も大きく受けていることから、計画地前面の川および、河口域、干潟の総合的な生物調査を実施し、現況を把握した上で、影響評価を行うべきである。</p>
5	<p>大気質の予測地点として地点 b、地点 c があげられているが、これでは蒲生干潟への影響を予測することはできない。国指定鳥獣保護区蒲生特別保護地区の中に予測地点を設置すべきである。</p>
6	<p>動物への影響が想定される範囲が 200m と設定しているが、発電所が稼働した場合、排ガスが到達する可能性が考えると、影響を軽視することに問題がある。</p>
7	<p>排水は下水道へ流すということだが、事業地内に少しずつ蓄積した汚染物質が雨水などに溶出して周囲に流れ出し、七北田川を通して、干潟に影響を及ぼすことが懸念される。事業地前面の川の水質を監視し、岸辺のヨシやススキなどの植生の変化から汚染物質の影響を予測し、対応する必要がある。</p>

第 2-1 (5) 方法書についての意見の概要

4. 植物、動物、生態系

No.	意見の概要
8	計画地周辺の海域は、仙台海浜鳥獣保護区である。海上輸送にともなう船舶の増加が、海上での鳥獣に与える影響が心配される。沖合も含めた海鳥の生息状況や影響を評価するべきである。
9	「注目すべき動物種の状況」を抽出するための文献として、蒲生干潟の調査結果が記載されている資料が不足しており、「注目すべき動物種」のリストを整理し見直すことが必要である。 また、レッドデータ等で国 RL として「環境省レッドリスト 2017」をあげているが、同じく環境省の「海洋生物レッドリスト」(2017 年) が取り上げられていない。また、底生動物に関しては「干潟の絶滅危惧動物図鑑」(日本ベントス学会編、2012) も参照すべきである。

5. 景観・自然との触れ合いの場

No.	意見の概要
1	本発電所が建設されると、仙台市宮城野区白鳥地区は、常時煙突から排出される煙が見えてしまう。今迄、この地域では、空に煙が舞い上がる光景など無かった。煙のため、いつも曇天のように感じることに不快感を覚える。この発電所は必要な施設ではない。

6. 廃棄物等、温室効果ガス等

No.	意見の概要
1	二酸化炭素の排出を伴わない国内最大級のバイオマス専焼の発電施設を設置すると記載されているが、ものを燃やすのに二酸化炭素を排出しないとなどといった記述はとて受け入れられない。イメージ戦略が行き過ぎではないか。
2	御社の計画では、木質バイオマスの大半は北米から輸入することになっており、地産地消的ではない。CO ₂ が排出されるのは蒲生地区であり、CO ₂ が吸収されるのは原産地の北米である。CO ₂ フリーも、計算上の見せかけのものにすぎない。

2.1.5 方法書に対する市長の意見

「仙台市環境影響評価条例」第10条の規定に基づき、環境影響評価方法書についての市長意見が平成29年12月13日に示されている。その内容は第2-2表のとおりである。

第2-2表 方法書についての市長意見

1 全般的事項

本事業については、木質バイオマスを100%活用した再生可能エネルギーであり、国内最高水準の環境保全対策を講じる計画であるものの、本市域内に火力発電所の立地が相次ぎ、本事業に対しても周辺環境への影響を懸念する意見が少なからず寄せられている。

このことから、市民に対し、環境影響評価の結果等について丁寧な説明を行うとともに、排出ガス濃度や燃料の産地及び性状等について積極的に情報公開を行い、不安の払拭に努めること。

2 個別事項

(大気環境)

- (1) 排出ガスのダウンウォッシュの発生防止に配慮した設計とすること。

(植物、動物及び生態系)

- (2) 計画地は動植物の重要な生息・生育地である蒲生干潟及び七北田川の河口に近接していることから、既往調査での動植物の確認状況を踏まえながら、施設の稼働前後での現地調査を実施し、本事業による影響について評価すること。

また、工事中の降雨時の濁水や、供用後の燃料輸送に伴う車両走行について、これら動植物に対する影響を可能な限り低減すること。

(景観)

- (3) 計画地に隣接する東日本大震災の慰霊碑からの眺望に配慮した施設配置やデザインを検討するとともに、本事業による眺望への影響について予測・評価すること。
- (4) 景観に係る予測にあたっては、多くの利用者で賑わう「長浜」を眺望点として追加すること。

(温室効果ガス等)

- (5) プラントからの排熱や東北地域の未利用材の活用により、一層の温室効果ガス削減に取り組むこと。

2.2 準備書に対する意見の概要

2.2.1 準備書に対する市民等意見の概要

準備書は、仙台市環境影響評価条例第14条第1項に基づき、令和元年8月28日から令和元年9月27日までの1ヵ月間、縦覧に供された。

2.2.2 準備書に対する意見の対照

以下の2つについて、環境影響評価方法書に対する意見書として取り扱った。

- ・仙台市環境影響評価条例に基づく意見書の提出期間（令和元年8月28日から令和元年10月11日（当日消印有効）に郵送・FAXにて受領したもの。
- ・② 同条例に基づき令和元年9月8日に開催した準備書説明会において受領したもの。

2.2.3 準備書に対する意見書の数

意見書は15通（郵送・FAX：14通、方法書説明会：1通）

2.2.4 準備書に対する意見の数

同一の意見書に複数の意見が記されていた場合は、各々意見として取り扱った結果、意見の総数は、58件であった。

・事業計画・全般的事項	39件
・大気環境	8件
・植物・動物	3件
・景観	3件
・廃棄物	1件
・温室効果ガス	4件

2.2.5 準備書に対する市民意見の概要

事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全及び創造の見地からの意見の概要は、第2-1表(1)～(5)のとおり58件であった。

第 2-3 表(1) 準備書についての意見の概要

1. 事業計画

No.	意見の概要
1	御社の社長は、「地域に根ざし、受け入れられる事業を行って」と述べていますが、住民は発電所建設に反対しています。この事業は断念して頂きたい。(意見数 1 件)
2	再生可能エネルギーはベース電源である石炭火力発電、原子力発電を代替し、かつ地球温暖化防止にも貢献するとのことであるが、バイオマス発電が操業されたからといって石炭火発や原発が縮小される根拠は無い。(意見数 1 件)
3	採算性がなくなったら廃屋になるのではないのでしょうか。(意見数 1 件)
4	固定価格買取制度は国内の再生可能エネルギー資源を涵養するための制度であり、輸入木質バイオマス発電に対しては適用すべきではない。 火力発電所建設に反対しているのに、何故私達住民が、海外の燃料代として「再エネ発電賦課金」の支払いを押し付けられなければならないのか。(意見数 5 件)
5	輸入材を燃料にすることで、①現地の生態系に問題を与える②現地で燃やした方が絶対に効率が良い③輸送過程でCO ₂ が出る④PKS 輸入で外来生物が侵入する危険性が考えられる⑤輸入材使用の木質バイオマス発電所が多く建設されることで燃料の奪い合いになる⑥燃料需要が高まれば安定供給に不安が現れる⑦その後国産材に頼ったとしても最低でも 20 年の安定供給が出来るのか、と疑問を感じる。(意見数 3 件)
6	バイオマス発電所の増加により、木質チップの供給が追い付かず、「製紙、合板業界」にしわ寄せがいくとの指摘がある。(意見数 1 件)
7	燃料を海外に頼る大規模輸入バイオマス発電はいずれ、ダイベストメントが始まった石炭火発の二の舞になるのではないかと。(意見数 1 件)
8	本来木質バイオマスは「地域循環型発電」「熱電併給型」で進めるべきもの。地元で行われている循環型社会のエネルギー邪魔しないでもらいたい。(意見数 2 件)
9	木質バイオマスにこだわるのであれば、国産のバイオマスによる小規模分散型のコージェネシステムエネルギーの 7~8 割を有効活用できる) で提案すべきである。(意見数 1 件)
10	貴社における大気汚染は基準値以下で軽微であるから構わないとの姿勢なのか。(意見数 1 件)
11	宮城県の地球温暖化防止実行計画では、温暖化防止は緊急の課題とされている。また、県産未利用材の有効活用等等、木質バイオマスなどエネルギー利用に伴う便益・利益が地域経済の循環・還元に資する取組みを推進することとしている。これは貴社とは異なる認識ではないか。(意見数 2 件)
12	長期的な視点に立って、国内において林業従事者、発電所での雇用創出、熱エネルギーの利用等可能性を生む発電所計画にして頂きたい。また、地域材使用の仕組みが出来ず、輸入材しか使えない発電所なのであれば計画を止めるべきである。(意見数 3 件)
13	木質ペレットなどを燃やすことになる二酸化炭素排出量はどの程度か。 木質バイオマスはカーボンニュートラルだから温暖化には影響ないというのは科学を利用した誤魔化しだ。(意見数 3 件)
14	発電計画の全行程(森林開発、栽培・生産、加工、輸送、燃焼)について CO ₂ 排出量の定量的根拠を示して頂きたい。(意見数 2 件)

第 2-1 (2) 準備書についての意見の概要

1. 事業計画

No.	意見の概要
15	国連の資源評価(過去 25 年間(1990~2015 年)で世界の森林面積は減少し続けている。)も貴社とは大きく異なります。(意見数 1 件)
16	緑化計画にある壁面緑化について、慰霊碑に訪れる住民への気遣いのためにも、ぜひ検討してほしい。(意見数 1 件)
17	発電所から排出される「熱」を利用しないとのことだが、排出される熱が気温上昇につながる。(意見数 1 件)
18	近隣の養魚場について、震災前までは大型車両は殆ど通っていなかったが、新しく整備された幹線道路を燃料輸送の大型トラックが通ることで、その振動により、養魚場の魚に支障が出る恐れがある。(意見数 1 件)
19	燃料の木質は輸入するとのことですが害虫や外来生物などの混入対策として、常時監視できるモニターの設置、観測結果公表等の対応を実施して欲しい。(意見数 2 件)
20	パーム油を燃焼させ発電するとのことであるが、燃焼の際に発生する①化学物質、②ばいじんの種類を発電所内と燃焼によって大気中(地域に出す分を)分けてご教示ください。また、これら物質の軽減策についてもご教示ください。(意見数 1 件)
21	なぜ蒲生地区への立地なのか。本建設計画は、被災地の地域住民の反発・感情を無視し、企業利益を優先した「災害便乗型資本主義」の典型である。(意見数 4 件)
22	住宅がもっとも密集している多賀城市など貴発電所から 10 k m 圏内については、早期に貴発電所の建設以前の段階においてバックグラウンドデータとして、健康影響調査を実施すべきである。(意見数 1 件)

第 2-1 (3) 準備書についての意見の概要

2. 大気環境

No.	意見の概要
1	貴社の環境評価書では、2017 年までの大気質分析になっている。 同地域の火力発電同士の複合汚染を評価するのであれば、通年稼働の 2018 年も評価する必要がある。 (意見数 1 件)
2	振動や低周波音等、過敏な人には公害となりえます。環境基準以下と説明されても不安です。 (意見数 1 件)
3	住民にとっては煤塵等、環境基準値以下であっても少量たりとも環境が悪くなることは反対だ。 また、ペットへの影響については、「環境基準」で捉えるのは間違いだと思う。 空気より重い水銀や PM2.5 が小さなペットがいる低い生活圏に、より充満する可能性も考えられる。 (意見数 3 件)
4	地球温暖化等により想定外の気象状況が多発している。それらのことを踏まえ、大気質の測定装置を常時設置すべきと考える。 (意見数 2 件)
5	浮遊粒子状物質は現時点で地点 3 (蒲生干潟等) の将来環境濃度は環境基準の年平均相当値に適合していない。基準オーバーの原因説明が必要だが、寄与率が小さいから問題ないとの判断も懸念が残る。 (意見数 1 件)

3. 植物、動物

No.	意見の概要
1	要約書では確認された鳥類は 23 種とあるが、蒲生を守る会が、月例で行っている鳥類生息調査においては、毎月の調査日で約 40 種、年間での確認種は 100 種を超える。 また、絶滅危惧種であるコクガンは七北田川河口左岸を休息場所として利用しており、影響が懸念される。新たな発電所建設は、貴重な蒲生干潟の自然環境を破壊するもので、到底、認められるものではない。 (意見数 1 件)
2	当該地域を生息場所とするアカテガニは、宮城県のレッドリスト (2016) では、準絶滅危惧種に指定されている。アカテガニは、普段は水際より離れた草地や樹林帯に生息しているが、近年、個体数が激減している。 (意見数 1 件)
3	植物の現地調査の結果で表に示された植物種のうち、重要な種として、絶滅危惧種のハマツナやアイアシ等の他、普通種のオオバコを選んだ理由は何か。 (意見数 1 件)

第 2-1 (4) 準備書についての意見の概要

4. 景観

No.	意見の概要
1	<p>冷却塔に、白煙防止装置を設置したところで、白煙が見えなくなるとは信じがたい。</p> <p>日常生活における「景観」とは建造物のみではなく、視覚的な景色、風景である。「煙突から立ち上る煙に景観を損なわれた」と感じる。</p> <p>また、煙突から排出されるばいじんや臭いにおいても、日常生活にストレスを感じる。</p> <p style="text-align: right;">(意見数 2 件)</p>
2	<p>「なかの伝承の丘」は、海が眺望でき、日和山と同じ高さになるように造られた地元のシンボルである。万人が納得する眺望でなければならないと考える。</p> <p>また、「長浜」「蒲生干潟」に関しては、景観資源への影響は大きいといいながら、何も対策を講じようとしないう貴社の姿勢に大きな疑問を感じる。</p> <p style="text-align: right;">(意見数 1 件)</p>

5. 廃棄物等

No.	意見の概要
1	<p>「週刊環境ビジネスオンライン」2014 年 4 月 14 日号に掲載された記事によれば、燃焼灰の中に、鉛 (Pb) やカドミウム (Cd)、水銀 (Hg) のような重金属が混入されると指摘されている。</p> <p style="text-align: right;">(意見数 1 件)</p>

6. 温室効果ガス等

No.	意見の概要
1	<p>樹木の成長により CO₂ が吸収される量と、燃料として燃焼される CO₂ 発生量との間には、タイムラグが発生し、カーボンニュートラルとはいえない。</p> <p style="text-align: right;">(意見数 3 件)</p>
2	<p>CO₂ の排出削減量は約 26 万 t と試算していますが、ペレット製造・木材収集・仙台港から運ぶ運搬等の具体的な計算方法はどの様にされたのか。</p> <p style="text-align: right;">(意見数 1 件)</p>

2.2.6 準備書に対する市長の意見

「仙台市環境影響評価条例」第18条の規定に基づき、環境影響評価準備書についての市長意見が令和2年1月22日に示されている。その内容は第2-4表(1)～(2)のとおりである。

第2-4表(1) 準備書についての市長意見

1 全体事項

- (1) 本事業は、発電燃料である木質バイオマスを主に海外から輸入する計画であることから、燃料の調達にあたっては、調達先の森林保全の観点から、燃料の生産地における適正な森林管理や合法的な伐採であることを確認すること。
- (2) 東北地域の未利用材については、より一層の活用を図るとともに、当該材の調達にあたっては、関係する他事業者や団体等と適切に協議・調整を行い、地域の森林環境に影響を及ぼさないように配慮すること。
- (3) 本事業の実施にあたっては、市民に対し、排出ガス濃度や燃料の調達先等について積極的に情報を公開し、不安の払拭に努めること。
また、信頼性の確保の観点から、環境影響評価図書の記載内容については、正確を期すこと。

2 個別事項

(大気環境)

- (1) 施設稼働に伴い排出される窒素酸化物や微小粒子状物質(PM_{2.5})等の大気汚染物質について、環境影響評価準備書に示された環境保全措置を確実に実施することにより、周辺環境への影響の低減を図ること。また、常時監視や施設稼働前後での計画地周辺における調査の実施により、本事業による影響を把握すること。
- (2) 施設の稼働に伴う浮遊粒子状物質濃度の予測にあたり、予測条件として設定した蒲生干潟及び七北田川河口地点におけるバックグラウンド濃度が他の地点より高いことから、その原因を分析し、本事業による影響を適切に評価すること。また、当該地点において、施設の稼働前後での調査を事業者自ら実施し、本事業による影響を確認すること。
- (3) 施設の稼働に伴う浮遊粒子状物質濃度の予測にあたり、予測条件として設定した蒲生干潟及び七北田川河口地点におけるバックグラウンド濃度が他の地点より高いことから、その原因を分析し、本事業による影響を適切に評価すること。また、当該地点において、施設の稼働前後での調査を事業者自ら実施し、本事業による影響を確認すること。

第 2-4 表(2) 準備書についての市長意見

2 個別事項

(大気環境)

- (4) 施設の稼働に伴う浮遊粒子状物質濃度の予測にあたり、予測条件として設定した蒲生干潟及び七北田川河口地点におけるバックグラウンド濃度が他の地点より高いことから、その原因を分析し、本事業による影響を適切に評価すること。また、当該地点において、施設の稼働前後での調査を事業者自ら実施し、本事業による影響を確認すること。
- (5) 工事用車両及び供用時の関連車両の走行に伴う二酸化窒素濃度の予測にあたっては、市内の大気中における最新のオゾン濃度データを用いること。
- (6) 事後調査の実施にあたっては、地域住民からの要望に配慮した調査地点を追加するとともに、計画地周辺における火力発電所の稼働による影響や、その他の事業の実施状況を考慮したうえで行うこと

(植物、動物及び生態系)

- (7) 植物に影響を及ぼす大気汚染物質濃度は植物種によって異なることから、知見データを整理したうえで蒲生干潟に生育する植物への影響を評価すること。
- (8) 調査範囲に含まれていない計画地周辺の水辺や湿地等において、施設稼働前後での希少な植物に係る現地調査を実施し、その生育状況の把握に努めること。
- (9) 調査範囲に含まれていない計画地周辺の水辺や湿地等において、施設稼働前後での希少な植物に係る現地調査を実施し、その生育状況の把握に努めること

(廃棄物等)

- (10) 施設の稼働に伴い発生する焼却灰については、より一層のリサイクルに努めること。

(温室効果ガス等)

- (11) 本事業の実施に伴う二酸化炭素排出量について可能な限り把握するとともに、排出の削減に努めること。また、燃料に用いる木質バイオマスの使用量とその調達先における森林の生産量との関係性等から、持続可能なCO₂サイクルが確保されていることを環境影響評価書に分かりやすく示すこと。